

生活福祉資金 教育支援資金のご案内

生活福祉資金 教育支援資金とは

生活福祉資金の教育支援資金とは、国と県が資金を出し合い、民生委員や社会福祉協議会の相談支援のもとに所得の少ない世帯（生活保護世帯を含みます）に対して、学校教育法に基づく高等学校、大学または高等専門学校の就学費用を無利子で貸付する制度です。

ご利用いただける世帯

- 一定の所得額以下であって、必要な資金の融通を他から受けることが困難である低所得世帯。
- 低所得世帯とは、世帯の収入がおおむね市町村民税（住民税）非課税程度の世帯となります。
- 世帯の状況に応じて、自立相談支援機関等の支援を利用いただくことがあります。
- 本制度よりも優先される他の公的制度がありますので、詳しくはご相談ください。

教育支援資金の種類と貸付額

- 教育支援費
低所得世帯に属する者が学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含みます）、大学（短期大学、専門学校（専修学校専門課程）、専門職短期大学及び専門職大学を含みます）または高等専門学校に就学するのに必要な経費
【貸付限度額】 高校：月35,000円以内
高専・短大：月60,000円以内
大学：月65,000円以内
- 就学支度費
低所得世帯に属する者が高等学校、大学または高等専門学校へ入学に際し必要な経費
【貸付限度額】 50万円以内
- 据置期間
卒業後6か月以内
- 返済期間
20年以内
- 貸付利子
無利子



ご利用に際して

■ 連帯借受人

就学者が借受人となり、世帯の生計中心者または就学者の親権者が連帯借受人となります。

■ 連帯保証人

借受人世帯と生計を別とし、市町村民税（住民税）が課税されている程度の収入があること等が条件となります。

■ 民生委員等による相談支援

申込時から貸付、返済終了まで民生委員及び社会福祉協議会の関係者が世帯の相談支援を行います。なお、申請時にはお住まいの地区の民生委員の調査書が必要となります。

受付から貸付決定、資金交付まで

- 村社会福祉協議会を通じて岩手県社会福祉協議会が借入申込書を受け付けた後、通常2~3週間程度（確認等が必要な場合は更に日数を要します）で審査結果をお知らせします。
- 貸付決定後は、借用書等の提出から1~2週間指定金融機関の口座へ振込となります。
- 教育支援費は、上半期分と下半期分の年2回（各6か月分）に分けて振込となります。

貸付金の返済方法

- 原則として、ゆうちょ銀行または岩手県内に本店のある金融機関の預貯金口座から自動引き落としとなります。
- 返済期間は、卒業後、据置期間が終了してから20年以内で設定が可能です。
- 期限内に返済が終了しない場合は、残りの元金に対し年3%の延滞利子が発生します。
- 本資金による就学者であった方が、上級校への進学により直ちに返済することが困難な場合には、償還を猶予する制度があります。

相談窓口・問い合わせ先

- 相談やお問い合わせは、村社会福祉協議会事務局（☎33-3025）まで